

[事案 24-111] 損害賠償請求

・平成 25 年 1 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の説明義務違反を理由に、それによって生じた不利益相当額の負担を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 5 月、無配当終身保険契約に加入した際、①10 年間の保険料払込期間中に解約すれば、解約返戻金に不利益が生じること、②その期間中に保険料の払込が困難な状況が生じた場合は、保険料の減額契約をすることが可能であることの説明を受けた。加入 1 年後、当初の見込みとは異なり、2 年目の保険料を払い込むことが困難な状況が生じたため、減額契約を申込んだところ、その際初めて、③「減額契約イコール解約」であり、解約返戻金に大幅な不利益が生じることの説明を受けた。もし契約時にこの説明③を受けていれば、不利益を避けるために安定的に保険料を払い込める契約の加入を検討したはずであるから、この説明③を加入時に受けなかった点に説明義務違反があるとして、それによって生じた不利益相当額を補填してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集時に、不利益なく保険料を減額できると誤認させる説明は行っておらず、保険商品については解約リスクも含め適切に説明している。
- (2) 減額が保険契約の一部解約であることについては、「重要事項のお知らせ兼商品パンフレット」において、「減額部分は解約したものとしてお取り扱いします」と記載している。
- (3) 加入に際し、申込書及び意向確認書は、申立人自身により署名捺印されており、申立人は本保険契約の内容に同意のうえ加入している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 一般に、加入時に募集人が口頭で説明しなければならない事項とは、保険契約者が保険契約の締結の際に合理的な判断をするために必要な事項であり、このような事項について説明を怠れば、説明義務違反となる。
- (2) 本件において問題となっているのは、契約途中で支払う保険料を減額することによる契約者の不利益についての口頭での説明の要否であるが、生命保険契約において、保険料は保険金額によって決まることから、保険料を減額するためには、保険金額を減額することを意味する。しかし、保険金額は、その加入時において、契約者の生活状況等の必要に応じて決することから、契約途中での変更による影響という事実は一般の契約者において契約意思を決定する上で重大な問題であるとはいえず、従って、この事実は必ずしも口頭で説明をする必要までではなく、書面をもって説明すれば足りると言える。
- (3) 本件では、加入時に申立人に手交された「重要事項のお知らせ」や「約款」には、減額が保

険契約の一部解約として扱われる旨が明記されており、解約の場合の解約返戻金の率については表で分かりやすく表示されていることから、少なくとも当該事項は加入時において書面によって説明されていたものといえ、本件において説明義務違反があったと認定することはできない。

- (4) また、本件において、加入時に、申立人が契約中に減額する可能性があることを明示し、その際の申立人の利益、不利益について説明を求めた事実も認定するに足りる証拠はなく、この点でも、説明義務違反を認定することはできない。